

公 告 第 8 3 8 号

令和 4 年 7 月 1 日

事業主・被保険者 様

東海地区石油業健康保険組合

理事長 山本 浩嗣



組合規約の一部変更に関する件

下記の事業所について、当組合の適用事業所から名称の変更届がありましたので、健康保険法施行令第3条第2項の規定に基づき公告する。

記

1. 組合規約第4条別表中の事業所のうち、下表の事業所の名称を変更する。

変 更 後		変 更 前		備 考
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
<u>有限会社丸八</u>	愛知県豊橋市	有限会社 丸八石油店	愛知県豊橋市	令和4年3月 30日から変 更

附 則 この規約は、令和4年3月30日から適用する。